

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十九号

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良県景観・環境総合センター所長に対する事務委任規則（平成二十一年三月奈良県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一号(五)中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に、「第十八条の二十七」を「第十八条の三十二」に改め、同号(六)及び(七)中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同号(二十三)中「第十八条の十五第一項本文」を「第十八条の十七第一項」に改め、同号中(三十三)を(三十四)とし、(三十二)を(三十三)とし、同号(三十一)中「第十八条の二十九第二項」を「第十八条の三十四第二項」に改め、同号中(三十一)を(三十二)とし、同号(三十)中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同号中(三十)を(三十一)とし、同号(二十九)中「第十八条の二十六」を「第十八条の三十一」に改め、同号中(二十九)を(三十)とし、同号(二十八)中「第十八条の二十五第一項」を「第十八条の三十第一項」に改め、同号中(二十八)を(二十九)とし、同号(二十七)を(二十八)とし、同号(二十六)中「第十八条の二十三第一項」を「第十八条の二十八第一項」に改め、同号中(二十六)を(二十七)とし、同号(二十五)中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同号中(二十五)を(二十六)とし、同号(二十四)中「第十八条の十六」を「第十八条の十八第二項」に改め、同号中(二十四)を(二十五)とし、(二十三)の次に次のように加える。

(二十四) 法第十八条の十八第一項の規定により、措置を行うことを命ずること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。